

磐田市こどもの権利と笑顔約束条例(案)に対する意見募集の結果について

- 1 募集期間：令和6年11月21日（木）～令和6年12月20日（金）
- 2 提出状況：80件（69名） ※「回答無し」「特になし」「空欄」の意見は含んでいません。
- 3 意見内容とそれに対する考え方

No.	ページ	項目	意見内容	考え方
1	1	条例制定の背景	条例を制定することで、条例制定の背景で上げている問題解決に合っていますでしょうか？内容は市も含め多くの方はすでに悩み、考え、取り組んでいる内容だと思います。条例にすることで磐田市としてどう特徴的なのか分からなかったので知りたい。	本条例を周知啓発することにより、地域社会全体で、こどもの権利保障に関する理解を深め、また尊重する意識が高まることを目指しています。また、条例に「こどもの権利保障」に関する理念を定め、今年度策定予定の「（仮称）磐田市こども計画」により施策を展開することで、理念と施策の一体的な推進を目指します。
2	1	条例制定の背景	切れ目のない対策とは、具体的にどういったものですか。	磐田市独自の「切れ目のない子ども・子育て支援」とは、磐田市子ども・子育て支援事業計画に基づく妊娠期から子育て期の家庭やこどもを対象とした「母親とこどもの健康保持増進のための支援」「質の高い教育・保育の提供」「子育て支援施設の整備」などの子育て支援事業のことを指します。
3	2	こどもの権利とは（4つの原則）	差別禁止のまちにしたいと思った。差別がないまちがつかれるように、市民に声掛けをしたり、この志を広めたりする必要がありますかと思った。	本条例を周知啓発することにより、差別がなく多様性や人権が尊重されるよう、市全体で理解を深めたいと考えています。具体的な施策については、今年度策定予定の「（仮称）磐田市こども計画」において定める予定です。
4	2	こどもの権利とは（4つの原則）	子どもの意見を尊重することで、大人もしっかり子どもの意見を大切にすることで新しい考えや変えていかなければならないことなどを気づけると思った。	ご意見ありがとうございます。
5	6	第2条 定義	本条例におけるこどもの定義として、18歳以上においても権利を認めることが適当であると市長が認める者を含むとある。これは具体的にどのような人物が該当しているのか、どういった事例を想定しているのか明記してほしい。	たとえば18歳になった高校生、18歳以上だが心身が発達の段階にある人など、様々な状況が想定されるため、対象となる範囲を狭めないように現在の表現としています。今後作成する条例解説資料の参考にさせていただきます。
6	9	第5条 第7条 第18条	小学生の子ども2人を育てている保護者です。また障害のある子のきょうだい児の支援をしています。息子を育てる中で、磐田市は乳幼児期から丁寧な支援をしてくださり、子育てしやすいまちだと感じています。一方で、障害を持った娘を育てる母としては、乳児期の支援が少なく孤立しやすかった印象です。保健師さんに相談しても療育施設に相談するように言われ、療育施設に相談すると、まだ赤ちゃんだから。と言って取り合ってくれないことがありました。また障害児の支援は福祉課が窓口となっていますが、必要な時に必要な支援を受けたくて相談しても、心無い言葉を言われたり、支援を受けるまでかなりの時間がかかってしまうこともあり、辛い思いをしたことが多々ありました。そんな中でも、市の職員の方、療育施設や病院のスタッフの方々に支援していただき、おかげで安心した生活につながっています。どんな立場の子どもでも、必要な支援が必要な時にスムーズに受けられる権利を明記していただけると幸いです。自分から声を上げることでできない子どもや保護者が多くいることも理解し、支援につなげていってほしいです。	第4条、第5条、第7条が必要な支援を受けられる権利について、第18条が状況に応じて支援することを規定しています。なお、ご意見を担当部署と共有し、丁寧な相談・支援対応に努めてまいります。
7	11	第7条 こどもの最善の利益が考慮される権利	最善の利益とは具体的に何かが分かるようにするとわかりやすいと思います	今後作成する条例解説資料の参考にさせていただきます。
8	12	第8条 市の責務	市の援助として実施してもらいたいこと ・すべての学校(公園)のトイレを和式から洋式へ(資金援助等) 現状、洋式のみが混雑したり、洋式に入るためにわざわざ遠くのトイレに行ったりと子供たちの学校生活に不便が生じています。 ・学校(公園)への監視カメラの設置(資金援助等) 職員から生徒への体罰や性的暴行の抑止のため、構内への監視カメラの設置が必要と考えます。公園でも犯罪、事故のリスクがあるため必要と考えます。 ・高齢者の免許返納促進 近年、高齢者の運転による事故が多発しており、子供を事故から守るために、高齢者の運転を減らすことが必要と考えます。市に対しては、返納の呼びかけ、返納者への補助の拡充を望みます。	学校のトイレについては、令和5年度から令和7年度までの3年間を重点整備期間として、児童生徒が使用する頻度の高いトイレの洋式化に努めています。令和8年度以降も使用頻度や学校要望を考慮しながら必要に応じて改修を進めていきます。学校への防犯カメラの設置については、学校要望を踏まえ設置の検討をしています。公園への防犯カメラの設置については、担当部署と共有し、今後の事業検討の参考にさせていただきます。高齢者の免許返納促進については、デマンド型乗合タクシーの運賃を半額にするなど本市の返納者への補助は充実していると考えています。

No.	ページ	項目	意見内容	考え方
9	14	第10条 学校関係者等の責務	学校として実施してもらいたいこと ・すべての学校のトイレを和式から洋式へ 現状、洋式のみが混雑したり、洋式に入るためにわざわざ遠くのトイレに行ったりと子供たちの学校生活に不便が生じています。 ・学校の監視カメラの設置 職員から生徒への体罰や性的暴行の抑止のため、構内への監視カメラの設置が必要だと思います。	学校のトイレについては、令和5年度から令和7年度までの3年間を重点整備期間として、児童生徒が使用する頻度の高いトイレの洋式化に努めています。令和8年度以降も使用頻度や学校要望を考慮しながら必要に応じて改修を進めていきます。防犯カメラの設置については、学校要望を踏まえ設置の検討をしています。
10	14	第11条 市民等の役割	子供と地域の人との関わり合いを増やした方がいいと思います。子供が助けを求められる人が増えるのはいいことだと思うからです。親に相談しにくいこともあるかもしれないので信頼出来る人を増やすのは子供の将来のためにも地域ごとのイベントを増やすのもいいと思いました。	第22条の「多様な体験」や「様々な人との交流ができる機会」は、地域の人と関わりができるイベントも想定しています。また、第21条（こどもの居場所づくり）も、地域の人との関わりができる場になり得ると考えます。
11	14	第9条 第10条 第11条 第21条	子どもたちが日々考えていること、思っていること、悩んでいることなどを実際に聞いてくれる時間や人、場所を確保してほしいです。 現状の学校では担任などの大人と十分に話す機会はなく、その時間を確保することで担任の負担も増えてしまうことでしょう。昼休みや放課後に、外部の人、地域の人など、子どもたちと気軽にしゃべりできる、そんな方や場所があって、子どもたちを見守ってってくれたら心強くと感じます。	地域社会全体でこどもに関わることが重要です。 担当部署と共有し、今後の事業検討の参考にさせていただきます。
12	16	第14条 こどもの権利の普及	広報や啓発運動とは、具体的にどのようなものを行うのかを知りたいです。	こどもを対象としたパンフレットを作成し、磐田市ホームページやSNSでの発信、関係施設への配布・配架など、様々な機会や媒体を利用した普及啓発を予定しています。
13	16	第14条 こどもの権利の普及	小学校などで常識的なことを教えていないせいで、中学生になっても常識を知らないで生活してしまっている。小学校などでしっかりと教えたほうが良い。	担当部署と共有し、今後の事業検討の参考にさせていただきます。
14	16	第14条 こどもの権利の普及	こどもの権利の普及として、「必要に応じて広報及び啓発活動を行うものとする」となっていました。定義の中の学校関係者等が動いている場所で、こども達と一緒にこども権利条約を知る、学ぶ機会を作るとした方が良いと思います。学校の授業ではじっくり学ぶ機会がないそうです。権利すごろくやカルタなどツールはいろいろ出ています。	市が広報及び啓発活動を行うにあたり、学校関係者とも連携し実施していきます。
15	16	第14条 こどもの権利の普及	条例であり、具体的な施策や支援を記しているものではないと、明記されていましたが、難しい言葉が多くあるため、子どもたち自身が理解できるのかと疑問に感じました。子どものわかる言葉で条例が要約されたものを、条例と一緒に作っていただきたいと提案します。 また、子ども権利条例ができることで、何が変わるのか、どう活用できていくのか、ということ子どもたちに伝える、子どもたちと一緒に考えてほしいです。学校の授業等を活用してもよいと思います。	こどもを対象としたパンフレットを来年度作成する予定です。 市が広報及び啓発活動を行うにあたり、学校関係者とも連携し実施していきます。
16	17	第15条 虐待等の防止等	【解説】もどこかに明記されるのであれば、P17の解説の6項目、「最も良い解決策」→「最善の利益」としてはどうでしょうか。	P11第7条でも「最善の利益」を解説ではわかりやすく「最もよいこと」と表現しています。 今後作成する条例解説資料において、文章表現を検討させていただきます。
17	17	第15条 虐待等の防止等	NPO法人・ひだまりの丘が行った調査によると、虐待を受けていると自覚をしていない子供は58%もいる、という結果が出たそうです。そのようななかで、子どもが相談しやすい、助けを求めやすい環境を作るにはどのようなことをするのでしょうか。	磐田市では、「こども若者家庭センター」が中心となり虐待対応をしております。 具体的な施策については、今年度策定予定の「(仮称)磐田市こども計画」において定める予定です。
18	17	第15条 虐待等の防止等	具体的にどのような対応をして解決策を見出すのか教えていただきたいです。	磐田市では、「こども若者家庭センター」が中心となり虐待対応をしております。 具体的な施策については、今年度策定予定の「(仮称)磐田市こども計画」において定める予定です。
19	17	第15条 虐待等の防止等	児童虐待の心理的虐待に、面前DVも入るので、DVも間接的に児童虐待に当てはまることを追加した方がいいのではないかと感じた。 虐待防止のために、子ども、大人に対するそれぞれのネットワークを構築していくのか、包括的な支援のネットワークを構築していくのか、ネットワークの明確な案が必要なのではないかと感じた。具体的にしないと中途半端で終わりそう。	具体例の提示などを含め、今後作成する条例解説資料の参考にさせていただきます。 また、担当部署と共有し、今後の事業検討の参考にさせていただきます。
20	17	第15条 虐待等の防止等	学校として実施してもらいたいこと ・学校の監視カメラの設置 職員から生徒への体罰や性的暴行の抑止のため、構内への監視カメラの設置が必要だと思います。	学校への防犯カメラの設置については、学校要望を踏まえ設置の検討をしています。

No.	ページ	項目	意見内容	考え方
21	17	第15条 虐待等の防止等	子どもへの虐待が疑われる場合には、関係機関が一時保護などを積極的に進めるようにすべきである。虐待する親に確認しても正直に答えないことが多いと考えられるため。	一時保護を行う権限は県にあり、市は県と協力し児童虐待に対応しております。 今後も、県と連携して児童虐待の対応を行ってまいります。
22	18	第16条 いじめの防止等	16条の3番目の「子どもがいじめを受けた際に相談できる体制」に相談できる市の窓口を定期的に学校からの手紙などで周知するを付け足して欲しい	教育委員会では、いじめを含めた様々な相談ができる窓口を年3回周知しています。 なお、今後作成することも向けの条例解説資料において、市の相談窓口を掲載してまいります。
23	18	第16条 いじめの防止等	いじめを受けた子供及び保護者には適切な支援を行うとあるが具体的にはどのようなことをするのか？ いじめを受けた人の傷は簡単には塞がらないしいじめを受けたことによって今後の人生にも大きな影響を与える可能性があるため具体的に明記した方が良いと思う	本条例については、こどもの権利に関する基本的な考え方や方向性を示す理念条例であるため、具体的な施策について定めるものではありませんが、関係機関と連携し最善の支援につなげたいと考えます。
24	18	第16条 いじめの防止等	子どもがいじめを受けた時に、子どもは自ら相談することができるのでしょうか？保護者に心配かけたくないという気持ちで一人で抱え込んでしまうのではないかと感じます。実際私も相談できず1人で抱え込んでいました。気がついてくれる大人がいればいいのですが、学校の先生方は見て見ぬふりをすらす人が多く思う。 スマホの所持年齢が低年齢化していることを問題視するのではなく、逆にとり、簡単に相談できるチャット機能などを独自開発するのでもいいのではないかと感じました。 LINE相談があると思うが、LINE内で相談できるだけで、環境の変化がなく、辛いのが続くだけだと思う。	担当部署と共有し、今後の事業検討の参考にさせていただきます。一人一台端末を活用し、気軽に相談できる「Web相談窓口」等を全小中学校で実施し、いじめの防止及び早期発見に努めます。
25	18	第16条 いじめの防止等	いじめがなくなるのは難しいと思います	本条例を周知啓発することにより、地域社会全体でこどもの権利保障に関する理解を深め、いじめは決して行ってはならないことだという意識を醸成してまいります。
26	18	第16条 いじめの防止等	いじめはなくならないと思います。	本条例を周知啓発することにより、地域社会全体でこどもの権利保障に関する理解を深め、いじめは決して行ってはならないことだという意識を醸成してまいります。
27	18	第16条 いじめの防止等	学校生活において一番怖いのがいじめだと思っています。 なかなか気付けぬ陰湿ないじめも増えていると思うのでできるだけ早期発見をすることはとても大切な行動だと思います。	第16条（いじめの防止等）の規定に基づき、市、保護者、学校関係者等、市民等はいじめの防止や早期発見に努めます。 また、こども自身も「いじめは決して行わない」と意識することが大事です。（第13条 こどもの役割）
28	18	第16条 いじめの防止等	いじめが起こった際にいじめられていた人を支援するのかもしれないと思うがいじめていた人の考えを正す必要もあると思う。	第16条（いじめの防止等）の規定に基づき、市や学校関係者等は、いじめを行ったこどもに対して、その背景に配慮した上で指導を行います。
29	19	第17条 有害又は危険な環境 からの保護	市して実施してもらいたいこと ・学校、公園またはその周辺への監視カメラの設置、増設 犯罪、事故抑制のためにも、監視カメラは必須と考えます。	学校への防犯カメラの設置については、学校要望を踏まえ設置の検討をしています。 公園またはその周辺への防犯カメラの設置については、担当部署と共有し、今後の事業検討の参考にさせていただきます。
30	20	第18条 子育て家庭に対する 支援	障がいのあるこどもについての記載がありました。 【そのきょうだいや家族】 【障害や病気をもち両親のもとで生活している子ども】 なども、具体的に表記したらよいのではないかと提案します。	「障がいのあるこども、経済的に困難な状況にあるこどもその他困難を抱えているこども及び当該家庭」には、【そのきょうだいや家族】や【障害や病気をもち両親のもとで生活している子ども】も含まれていると考えます。 具体的な表記については、今後作成する条例解説資料の参考にさせていただきます。
31	22	第20条 多様性の尊重	こどもの意識アンケート（中学2年生）において、「サポートが必要だと思うこと」として「LGBTQ+」を選択した生徒が全体の8%（74人/975人）いることが示されています。 第20条では多様性の尊重について言及していますが、セクシュアルマイノリティへのサポートをより明確に示すために、「性別」に加えて「性自認」と「性的指向」という用語を含めることを提案します。現在の「性別」という記載だけでは、セクシュアルマイノリティが直面する特有の課題に対応するには不十分である可能性があります。	具体例の提示などを含め、今後作成する条例解説資料の参考にさせていただきます。
32	22	第20条 多様性の尊重	人種、国籍、性別、宗教や言語の違い、障害の有無など理解を深めるための必要な広報や啓発活動を行うとあるがそれだけでは補いきれない部分も出てくると思うがその点はどのようにするのか？	本条例の制定により、地域社会全体で多様性を尊重する意識が高まることを目指します。 啓発活動には、理解を深めるための取組みを広く含みます。

No.	ページ	項目	意見内容	考え方
33	23	第21条 こどもの居場所づくり	こどもの居場所づくり 文章から受ける「居場所」に、「家庭」は最初から入っていないのでしょうか？ また、外部の場所(例えば友人宅、親戚宅、保育施設、学校、塾、病院、商業施設、ゲーセン、学童等)は、どんな場所を想定しているのでしょうか？具体的に示していただくとわかりやすいです。	こどもは「家庭」を基盤としながらも様々な人との関わりの中で成長します。 第21条における「居場所」は、家庭や学校以外の居場所を想定しています。また、こどもが過ごす場所だけでなく、時間、空間、人との関係性、遊びや体験活動などすべてがこどもの居場所になり得ると考えますが、その「場」や「対象」を居場所と感じるかどうかは、こども本人が決めることで、こどもの主体性を大切にしながら、居場所づくりを進めることが重要だと考えます。※参考：こども家庭庁「こどもの居場所づくりに関する指針」
34	23	第21条 こどもの居場所づくり	こどもの居場所づくりについて (先日意見を出しましたが、要約できずに出したため再度考えをまとめてみました) 市や市民によるこどもの居場所づくりは、環境(箱もの)づくり優先だけでなく、まずこどもの声を普段から聞き逃さない雰囲気づくり(信頼関係づくり)、その機会づくり、また地域の声をあげやすくすることが大切ではないでしょうか。 また、皆が「多様性」を重視することも大事であり、こどもにとっての「居場所とは何か」「必要な居場所とは何か」「目的は？…子育て支援・青少年健全育成・家族関係の問題・貧困問題・虐待防止など」を考える草の根的素地づくりが何かできるといいですね。 こどもの居場所づくりを進めることは、結局 大人(市民)にとっても安心して住める磐田市に繋がると思います。	こどもの視点に立ち、こどもの声を聴きながら居場所づくりをすることが重要だと考えています。 具体例の提示などを含め、今後作成する条例解説資料の参考にさせていただきます。
35	23	第21条 こどもの居場所づくり	多くの子どもが学童保育に長く滞在することになるが、子どもが自ら選択できるような、習い事を兼ねた学童保育など、既存のものだけでなく、新たに設けて選択肢を増やすことを大人がすべきと思う。	担当部署と共有し、今後の事業検討の参考にさせていただきます。
36	23	第22条 多様な体験等の機会の提供	地域の特色の活用して、子どもが多様に遊べて、いろいろな人と交流できる機会を作ることが良いと思った。	ご意見ありがとうございます。
37			いいとおもう	ご意見ありがとうございます。
38			差別を禁止すると言っても、具体的にはどうやって差別という存在を無くすのか。差別を無くすために以前から取り組んでいたことはあるのか。 色々やってきた現在でさえ、差別という考えは無くならずそれによって不登校に繋がったりしているので、決まりで定めたとしても本当に無くなるのか分からない。	差別がないまち、多様性や人権が尊重されるまちを目指して、周知・啓発活動を実施しており、今後も継続していきます。 また、本条例を周知啓発することにより、差別がなく多様性や人権が尊重されるよう、市全体で理解を深めたいと考えています。
39			給食費無料にしてほしい	担当部署と共有し、今後の事業検討の参考にさせていただきます。
40			こどもたち自身にも市にはこのような条例(約束)があって、みんなは守られてるんだよ、安心して暮らしていいんだよ、困ったことがあったら大人の誰でもいいから頼ってね、ということが伝わるように、こどもにも伝わるような文面も作ってほしいです。 条例を作ることで市はどのような事案にまで行政として対応するのか、踏み込めるのか、フローチャート等で具体的に分かるように提示していただけたらと思います。	こどもを対象にしたこどもの権利に関するパンフレットは、来年度作成する予定です。 また、市が行う施策については、今年度策定予定の「(仮称)磐田市こども計画」において定める予定です。
41			良いと思う。	ご意見ありがとうございます。
42			条例案に対する意見というわけでもないかもしれないが、意見を述べる場所が分からないのでこの場を借ります。 子供の健康的な成長の為に、学校トイレの洋式化を早急に進めて欲しい。 「学校でのトイレは最低限。学校のトイレは行きたくない。」我慢して帰ってくることも多い。 和式に馴染みのあった私ですら、今の時代和式のトイレなど使いたくない。馴染みのない子供たちなら殊更だ。冬場は寒くトイレにも行きたくないので可哀想だ。 これは健康にも重要なことであると考えます。 各校順にとか、いつ順番が回ってくるか分からないものではなく、全体的に徐々に入れ替えて欲しいと感じる。	学校のトイレについては、令和5年度から令和7年度までの3年間を重点整備期間として、児童生徒が使用する頻度の高いトイレの洋式化に努めています。令和8年度以降も使用頻度や学校要望を考慮しながら必要に応じて改修を進めていきます。
43			学生の安全	ご意見ありがとうございます。

No.	ページ	項目	意見内容	考え方
44			通学に関しても、通学路や信号の設置、白線の再構築、横断歩道設置を市による道路整備等、学校による通達、親への認識、子への指導徹底をすべきであり、警察関与により防犯、安全対策を制定必至。自治会、地区役、親の旗振り、青パト、義務教育へのマナー、声かけ、毎日の通勤、通学への意識徹底が大事。子がいるから未来の磐田を良くしようと税金を使うべきである。また、未来に羽ばたく磐田出身の素晴らしい人材である。防犯カメラの設置を増やす。公園が暗いのでライトアップ、LED化。自治会の貯金は取崩になる前に一定額を市に担保できる見返りを小、中学生に提供。	担当部署と共有し、今後の事業検討の参考にさせていただきます。
45			子どもの最善の権利、生命、生存及び発達に対する権利に関連する事柄として、正しい科学的知識に基づいた判断を追加すべきと感じた。具体的にはHPVワクチンの忌避や接種率の低さは17条の有害な環境からの保護に抵触していると思われる。藤枝市は男性へのHPVワクチン接種にも助成をしており、将来の頸がんの罹患率に差が生じるために積極的な対応を磐田市に求めたい。	ご意見として承ります。「HPVワクチン」の対応については、担当部署と共有し、今後の事業検討の参考にさせていただきます。
46			条例が絵に描いた餅にならないよう、予算、人員、ロードマップを含めた情報公開と進捗報告をしてほしいです。憲法で保障された教育を受ける権利を、不登校の子供に対しても保障すべきであり、教育支援センターの拡充だけでなく、フリースクールやオンラインスクールへの経済的支援、学びの選択肢の多様化を求めます。さらに、子どもの意見を尊重し、校則を子供自身が決める権利、子供を一人の個人として尊重する権利条例も実現してほしいです。	本条例に「こどもの権利保障」に関する理念を定め、現在、策定を進めている（仮称）磐田市こども計画により、こどもを取り巻く環境の変化に柔軟に対応した施策を展開することで、理念と施策を一体的に推進し、本条例が絵に描いた餅にならないよう、運用していきたいと考えています。不登校のこどもたちへの支援や学びの選択肢の多様化等については、担当部署と共有し、今後の事業検討の参考にさせていただきます。
47			いいと思う。	ご意見ありがとうございます。
48			困ることはありません	ご意見ありがとうございます。
49			子どもが心から安心でき、取り巻く全ての世代の人が幸せを実感できるまちを実現するための条件がたくさんあっていいと思いました。	ご意見ありがとうございます。
50			高木とかの何も無い地域にバスケのコートなど作ってほしい 病院の無料制度を続けてほしい	担当部署と共有し、今後の事業検討の参考にさせていただきます。
51			とてもいいと思いました。	ご意見ありがとうございます。
52			こどもの医療費がただなのはとても良いと思う。 もう少し中学生の遊び場がほしい。 駅の方や福田、豊田の方は、ファミレス、マック、スタバなどの飲食店が多くあるけれど、竜洋にはなにもないから、中学生でも簡単に行ける飲食店がもっと増えてほしい。毎回遊ぶ時にいい場所がなくて困っている。	担当部署と共有し、今後の事業検討の参考にさせていただきます。
53			子どもの権利をどうやって証明するのだろうか。子どもたちが大人にどういうことを伝えたいのか、今回のアンケートみたいなのを引き続きしたほうが良いと思う。	第19条では、こどもが意見を表明する機会を設けこどもの意見を尊重するよう努めることを規定しており、今後、地域社会全体でそのような意識を高めていきたいと考えます。
54			『子どもが心から安心でき、取り巻く全ての世代の人が幸せを実感できるまち』が良いと思う。	ご意見ありがとうございます。
55			磐田市の未来を担う子どもたちによりよい暮らしと幸せを届けられるように、できることはできるだけ行動に移していくべきだと思います。子どもがどれだけ声を上げてもどれだけいい案を考えていても、大人が動かなければ子どもの意見は尊重されません。だから磐田市こどもの権利条約を考えたのならば直ちに実施するべきです。また、身体に障がいがある方や、ジェンダーの方などはすでに支援が進んでいたり、国民全体にも理解が進んでいたりします。しかし、外見からは見受けられない、一見普通の人のような見た目の人でも、本当は人一倍に苦労することがあったり支援されるべき状態のことを抱えていたりします。そういった、注目されにくい心に障がいを抱えている人への支援を進めていってほしいと私は思っています。そして、お金があまりない家庭も少なくないので金銭的な問題にも目を向けてほしいです。でも、医療費が子どもは無料なのはとても助かっています。あと、常々思っているのですが、生理用品無償化を強く願っています。	本条例を周知啓発することにより、差別がなく多様な人や人権が尊重されるよう、市全体で理解を深めたいと考えています。障がいのあるこども、経済的に困難な状況にあるこどもやその家庭への支援については、第18条（子育て家庭に対する支援）において規定しており、困難な状況にあるこどもや家庭を把握し必要な支援に繋がるよう努めます。生理用品無償化については、担当部署と共有します。
56			良いと思いました。	ご意見ありがとうございます。
57			受験やテストのために勉強に集中できる自習室がほしい（私語禁止） 子どもの医療費がないのは嬉しい。 津波から逃げられる高い建物ほしい	担当部署と共有し、今後の事業検討の参考にさせていただきます。

No.	ページ	項目	意見内容	考え方
58			磐田市には公園の数が少ないと思います。唯一集まる豊岡公園で中学生が集まると、近所の人による騒音と学校に連絡がいくことがあります。ですが、中学生はそんなに大声をだしているつもりもないし、中学生以外にも騒音を出している人がたくさんいます。私の同級生は夜に背の高い大人に追いかけられたという出来事がありました。公園は日が暮れると冬場とても暗くなって誰がどこにいるかわからなくなってしまいます。公園にはもちろん、通学路などにも街灯を設置してほしい。そして公園にはポイ捨てが多いと思います。コンビニにゴミ箱があるにも関わらず公園にポイ捨てされていることが多いです。昔公園に設置されていたゴミ箱に爆弾が設置されて騒ぎになりましたが、ゴミ箱は設置したほうが良いと思います。	担当部署と共有し、今後の事業検討の参考にさせていただきます。
59			子どもが医療費がないのは薬を買っている私には一番いいことですが、他のお金、例えば学校の古くなってきているものや、公園の数が少ないことも、色々あります。磐田市はお金がないと親にいわれて、色々手厚くしてもらっているのはわかっているんですけど、少し欲張ってしまって色々言ってしまうということが多くあります。学校ぐらいはきれいにしてほしい。プールが壊れてしまったこともプールぐらいは直してほしいと思った。学校がお金を出していないかもしれない。は遠くて公園や子どもの遊ぶ場所などを増やしてほしい、ゲームばかり家でしていることが多くなってしまいうから、やっぱり公園を作ってもらいたいです。	担当部署と共有し、今後の事業検討の参考にさせていただきます。
60			今のままで十分OKだと思いました。	ご意見ありがとうございます。
61			いいと思う	ご意見ありがとうございます。
62			良いと思います。	ご意見ありがとうございます。
63			いいと思いました。	ご意見ありがとうございます。
64			親が病気で働けない場合、子どもはどうなるんですか。	具体的な状況が不明なため、明確な回答はできませんが、行政による経済的な支援や生活の支援を受けられる可能性があります。困ったことがある場合は、一人で抱えることなく、まず、学校や地域の信頼できる大人に相談してください。
65			外国の方との交流を実施すべき	担当部署と共有し、今後の事業検討の参考にさせていただきます。
66			いいと思った	ご意見ありがとうございます。
67			いいと思います。	ご意見ありがとうございます。
68			子どもが安心して生活できる町を作ってほしい。	条例を周知啓発することにより、地域社会全体で、子どもの権利保障に関する理解を深め、「子どもが心から安心でき、取り巻く全ての世代の人が幸せを実感できるまち」を目指します。
69			条例を見て中学生には理解しにくい内容のものが多かった。でも内容はいいかもしれない。	子どもを対象にした子どもの権利に関するパンフレットは、来年度作成する予定です。
70			ほんとに居場所があるかないかのアンケートをとった方がいいかなと思います	今後のアンケート内容検討の参考にさせていただきます。なお、条例の作成にあたり、居場所に関するアンケートやワークショップは実施しています。
71			子供のことがよく考えられていて良いと思った。条例があることで、子供も安心して生活できると思った。	ご意見ありがとうございます。
72			My opinion on the newly proposed Iwata City Children's Rights Ordinance was good for the kids will be able to know about their rights, also to develop awareness of protecting children's rights, develop a sense of mutual respect, and the newly proposed ordinance is good to be able to provide a safe and secure property for kids in the city of Iwata. (AIによる翻訳) 磐田市の子どもの権利条例案について、私の意見を述べさせていただきます。この条例は、子どもたちが自身の権利について知ることができるという点で素晴らしいと思います。また、子どもたちの権利を守る意識を高め、お互いを尊重する心を育むことにもつながるでしょう。磐田市の子どもたちに安全で安心できる環境を提供できるという点でも、この条例案は大変素晴らしいと考えます。	ご意見ありがとうございます。
73			良いと思う子どもが安心できる街を作ってほしい。	ご意見ありがとうございます。
74			大人だけが満足して生きていくだけの街ではなくて、子どもも安心し、満足することができるという街にほしいという思いが自分にもあったのでとてもいいと思った。	ご意見ありがとうございます。

No.	ページ	項目	意見内容	考え方
75			<p>私は今、乳児保育をしています。「アタッチメント」を生涯発達として保育士が子どもに寄り添って保育することも大切ですが、乳児はまだまだおうちの方に甘えて過ごしたい時期でもあります。実際の保育現場では、早朝(7時半前後)から連番(5時半過ぎ)の子どもが多くなり、情緒不安定になったり他害に直結するケースも見られます。時短勤務される親御さんもいますが、選択肢のないご家庭も多々あります。親御さんは園での様子はわかりにくく、こちらから報告しても言葉を選んでお伝えするため、わかりにくいのが実状です。</p> <p>子どもの「権利」とは何をもって権利と成すのでしょうか？まだ思いを言葉にして伝える事ができない乳児にとって、9時間から10時間の保育生活は過酷と言えます。これから社会を担う子ども達のためにも市、事業所の役割としてせめて8時間保育を実現して欲しい。そして、年齢の人数に対する保育士の数を磐田市から検討して欲しい。</p> <p>保育はサービスではなく、教育現場の1つとして社会全体で取り組んでいただきたい</p>	<p>第12条（事業者の役割）で、子育て及び仕事の両立等について規定していますが、市と事業者が連携する中で、こどもの健全な発達と情緒の安定を念頭においた施策の推進に努めます。</p> <p>ご意見は担当部署と共有し、今後の事業検討の参考にさせていただきます。</p>
76			<p>息子が地域のスポーツ少年団に所属しています。練習や試合の様子を見ると、子どものミスプレーに対して、強い言葉で叱責したり暴言を吐いたりするコーチ（自チームのみならず）がいます。親としては楽しくスポーツをさせたいと思っていますが、土日のボランティアとしてコーチをしている方も多く、そういった方は特に指導者としての意識も低いのが現状です。学校現場であれば管理職等が窓口になり、家庭や地域の要望を聞き入れる体制も整っているかもしれませんが、狭いコミュニティで続いているスポーツ少年団の古いコーチ陣の意識はなかなか変わりません。公的な場面だけでなくあらゆる場面で「こどもの権利」を大切にしてもらいたいですし、スポーツ少年団等のコーチにも、指導者としての意識をもってもらい「こどもの権利」について今一度考える機会となるといいです。</p>	<p>本条例を周知啓発することにより、こどもの権利が尊重されるよう、市全体で理解を深めたいと考えています。</p>
77			<p>こども権利条約に基づいたこども観(こどもは「弱くておとなから守られる存在」ではなくてひとりの人間として人権を持ち「権利の主体」だという考え方を定めています。と解説がありました。こどもにアンケートを実施してその意見が反映されているところがよかったですと思いました。</p> <p>この条例ができてからで良いですが、小学生、中高生向け、おとな向けなどに分けてイラストやわかりやすい冊子を作ってくれとありがたいです。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>こどもを対象にしたパンフレットは、来年度作成する予定です。</p>
78			<p>こども基本法第11条の中にこども施策に対するこども等の意見の反映という言葉があります。</p> <p>条例では「こどもの意見を尊重するよう努めるものとする」とあります。こども権利条約の「こどもの意味のある参加ができること」から、こども達が実感できるよう配慮が必要だと感じます。</p> <p>生徒の意見から校則変わるといとはわかりやすい例ですが、意見を聴いた結果について子どもに報告したり、意見を反映させるために努力するとはどのようなのでしょうか？</p>	<p>ご意見を受けて第19条（こどもの権利の表明及び参画の促進）第1項の「こどもの意見を尊重する」を「こどもの意見を尊重し、反映する」に修正します。</p>
79			<p>私の子供は発達障害があり、自分の思いを言葉にして、うまく相手に伝える事ができません。体が勝手に動く、常同行動があり、毎日、朝から寝るまで、常に興奮状態で動いてしまいます。ですが、相手からの不快な言葉や態度は、意味がわからないながらも、受け取り、悲しんでいます。どれだけ、他人が【子供の権利を守る】行動を示したとしても、子供達自身が、そして、その親、そして周囲が、しっかりと自分の事の様に学んでいなければ、公園にある立看板のように、書いてあるだけで、何も改善はしないでしょう。普通という枠の中にいる人達だけの話に聞こえます。自由に選択し、遊べるはずの公園ですら、いじめがあります。ただ笑顔で挨拶しただけでも、無視があり、何故かこちら側が謝罪を求められる、こんな理不尽な世界があって、いいのだろうかと思います。「何だコイツ、気持ち悪い、勝手についてくる」など、私の子供に、近くにいた子供達が発した言葉です。療育で綺麗な言葉を習っていても、使う場所がない事におどろいています。障害（児）者の為だけの公園を造ってほしい。障害（児）者の居場所を造って欲しい。ただ、それだけです。</p>	<p>こどもやその家族が安心して生活するには、こどもの権利が磐田市に関わる全ての人に認知され、定着し、守られることが必要です。本条例を周知啓発することにより、地域社会全体で、こどもの権利保障に関する理解を深め、「こどもが心から安心でき、取り巻く全ての世代の人が幸せを実感できるまち」を目指していきたいと考えています。</p> <p>また、障がい（児）者の居場所に関しては、担当部署と共有し、今後の事業検討の参考にさせていただきます。</p>
80			<p>磐田中部小児童クラブ内のこどもが使用する洋式トイレがカーテンで仕切られているだけで、プライバシーが保たれていないことを問題だと考えています。既存の洋式トイレを壁と鍵付きの個室に改修することを要望します。</p> <p>児童クラブはこどもたちが多くの時間を過ごす場所であり、安心してトイレを使用できる環境は、こどもの権利として優先的に取り組むべき事ではないでしょうか？</p>	<p>中部小分教室のトイレについては、ご指摘のとおり、カーテンで囲われたトイレのほか個室の洋式トイレについても1基設置があります。児童クラブのトイレについては、利用者数に対しトイレの個数が充足していないクラブがあり令和6年度も2クラブにおいて、トイレの増設を実施しているところです。今後も各クラブの実情（個数不足、洋式未設置、男女兼用）を考慮しながら必要に応じた改修、設置の検討をしていきます。</p>